

岩手県告示第756号

平成30年9月18日付け官報第7350号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成30年農林水産省告示第2081号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 盛岡市新庄字中津川51の1、浅岸字大志田頭5

(2) 所在が不明である通知の相手方 金澤吉展、田鎖由藏、館野卯之助、中坪政吉、中坪政太郎、細越長三、吉田久治、吉田文助、渡辺久藏

2 通知の内容を掲示した場所 盛岡市役所